

**地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver.1.1）の
主な改訂箇所説明資料**

項目番号	項目名	ページ	変更理由 ¹	改訂内容
3.1	算定方法の対象となる活動の区分	p.8	②	参考4「主な活動とそれに伴う温室効果ガスの排出物質」を追加した。
3.4.1.2 (3)	二酸化炭素 (CO ₂)	p.22	③	排出係数に関する記述を「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号口の規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の告示（平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号）」をもとに修正した。
3.4.1.2 (3)	二酸化炭素 (CO ₂)	p.22	③	改訂版の参考-11<他人から供給された電気について、電気の排出係数を自ら把握する場合>の「他人から供給された電気について、電気の排出係数を自ら把握することになった場合」の箇所について、改訂前は施行令3条を参照しておりましたが誤りであったため、告示の内容に沿って排出係数を把握するかたちに修正した。（※0414パシコン修正案）
3.4.1.2 (3)	二酸化炭素 (CO ₂)	p.22	②	脚注22に環境省ホームページ記載の算定方法・排出係数一覧URLを追加した。
3.4.1.2 (3)	二酸化炭素 (CO ₂)	p.22	②	「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」について脚注24を追加した。
3.4.1.4 (2)	二酸化炭素 (CO ₂)	p.29	③	改訂版の「一般廃棄物中の合成繊維の割合や合成繊維の固形分の割合を把握することが困難な場合」の箇所について、改訂前は焼却される一般廃棄物に占める合成繊維の比率として、「一般廃棄物中の繊維くずの割合」の代替値（6.65%）のみを記載しており誤りであったため、算定方法を修正した。（※0414パシコン修正案）
3.4.2.4 (1)	メタン (CH ₄)	p.42	①	「自動車の走行に伴い排出されるメタンの量」について脚注31を追加した。
3.4.2.4 (3)	メタン (CH ₄)	p.43	①	表13の表注2)に特殊用途車の説明を追加した。
3.4.2.12 (1)	メタン (CH ₄)	p.57	①	脚注37に「下水道における地球温暖化対策マニュアル」（平成28年3月）は算定・報告・公表制度の排出係数が引用されている旨を追加した。
3.4.2.13 (2)	メタン (CH ₄)	p.59	①	<活動量の把握方法>に、処理対象人員の考え方、農業集落排水の扱いについて追加した。
3.4.2.13 (2)	メタン (CH ₄)	p.59	①	「浄化槽でし尿及び雑排水を処理する際に排出されるメタン」について脚注38を追加した。
3.4.2.16 (1)	メタン (CH ₄)	p.65	①	コンポスト化する場合のメタンの排出量を算定する係数について脚注41を追加した。
3.4.3.5 (1)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	p.75	①	「自動車の走行に伴い排出される一酸化二窒素」について脚注44を追加した。
3.4.3.5 (3)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	p.76	①	表29の表注2)に特殊用途車の説明を追加した。
3.4.3.13 (1)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	p.89	①	脚注49に「下水道における地球温暖化対策マニュアル」（平成28年3月）は算定・報告・公表制度の排出係数が引用されている旨を追加した。
3.4.3.14 (2)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	p.91	①	<活動量の把握方法>に、処理対象人員の考え方、農業集落排水の扱いについて追加した。
3.4.3.14 (1)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	p.91	①	「浄化槽でし尿及び雑排水を処理する際に排出される一酸化二窒素」について脚注50を追加した。
3.4.3.17 (1)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	p.96	①	コンポスト化する場合の一酸化二窒素の排出量を算定する係数について脚注53を追加した。

※その他、全体を通して分かりやすくするために表現を改めた箇所がある。

¹ 変更理由: ①実行計画ヘルプデスク等に多かった質問を反映したもの ②データや記載情報を最新に更新（追加・削除含む）したもの
③記載ミス等により記載内容の変更が必要なもの